

アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～改訂（案）についての意見募集結果

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶意見聴取の方法等について					
1	—	○大切な水道事業のこと、パブリックコメントを問ううえで、ぜひ、住民説明会を開催して欲しい。値上げやプラン改訂など関心もたれる時にこそ、ただパブリックコメントを求めるだけでなく、地域ごとの開催が必要である。	1	「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」の改訂にあたりましては、令和5年度に市民意識調査を実施することにより、無作為抽出による対象者（市民2,000名／事業所200所）のうち市民915名（45.8％）、事業所88所（44.0％）の皆様から本市水道事業に対する貴重なご意見を頂戴いたしました。 また、今回のパブリック・コメント手続は、川口市市民参加条例に規定する多様な意見を幅広く収集する手段として、計画の改訂案について市民の皆様からのご意見を募集したものでございます。 なお、水道事業への理解を深めていただく取組みといたしましては、上下水道広報誌「みずぐるま」により事業内容の定期的な周知・啓発を行っているほか、市内で開催されるイベントへの出展など多様な手段により、情報の発信に努めております。	なし
2	—	○前文として、今回の改訂のポイント、第3期の改訂ポイントのような、前回との違いが触れられているとよい。	1	この度の改訂は、令和元年度から令和10年度までの計画期間のうち第2期が終了するにあたって必要な見直しを行うものであり、大きな方向性は変えておりません。改訂の趣旨等につきましては、1ページの第1章において記載しているところです。	なし
▶改訂案中の表現、文言等について					
3	11ページ 第3章 現状評価と課題	○今、川や水道水のPFAS汚染が世界的に問題になり、マスコミでも多く取り上げられるようになっている。プランの中でも触れていく必要があるのではないかと。 ○水質基準項目と基準値については、フッ素及びその化合物の内容をより詳細にし、mgではなく、国際的なμg（マイクログラム）で測定し公表すべきではないかと。	2	有機フッ素化合物（PFAS）であるPFOS及びPFOAについては、既に令和2年度より上下水道局において検査を行っておりますので、11ページの第3章2「（2）安全な水質の維持」において必要な文言を追記いたします。 なお、フッ素及びその化合物が記載されている13ページ図3-6の水質基準項目と基準値（51項目）については、水道法第4条の規定に基づき定められている水道水の水質基準であり、単位についてもそれに倣っているものです。PFOS及びPFOAは水質管理目標設定項目で、目標値も50ng（ナノグラム）/Lと設定されており、測定結果は上下水道局ホームページで公表しております。	あり
4	33ページ 第4章 水道事業の将来像 ほか	○「お客様」との表現がどうしても引っ掛かる。自治基本条例から考えれば、公営企業とはいえ、市民の重要な水道事業であり、市民と一緒に作り上げていく事業、命に係わる重要な事業という点からも、市民を主人公にしていく役割もあるのではないかと。	1	水道事業は、公共性の高い事業である一方、ガスや電気などと同様に、使用者がその利用の可否を決定することができるサービス供給型の事業となっております。そのため、水道水の供給は上下水道局と使用者との給水契約によって行われ、水道サービスの提供に要する原価は、そのサービスを受受する受益者（使用者）によって支払われるという「受益者負担の原則」が基本となっております。 また、地方公営企業法第3条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされていることから、私ども上下水道局は、公共の福祉の増進に資する事業運営を行うと同時に、企業としての経済性を発揮し、効率的・効果的な経営に努めることも求められております。 以上のような観点から、上下水道局では、本局との給水契約に基づき水道を使用されている皆様を「お客様」とお呼びし、第4章に掲げる企業ビジョン（理念）のもと、安全・安心な水道水の提供と、効率的・効果的な経営によるお客様サービスの拡充に努めているものでございます。	なし
5	99ページ 第6章 経営戦略	○「有収率が類似団体より低い」原因は漏水だけなのか。無効水量と無収水量の合計があまり減らない見込みとなっているのはなぜか。	1	有収率に影響する無収水量・無効水量の中の一つが漏水量であることから、代表的な削減策として漏水対策を記載したものです。無収水量・無効水量には他に、上下水道局の事業用に使用した水量やメーター不感水量などがあります。 なお、無収水量と無効水量の合計については、有効率や有収率の目標値を、これまでの実績をベースに上昇させるものとして算出したものになります。	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶改訂案の内容、事業計画等について					
6	25ページ 第3章 現状評価と課題	○芝園配水場、横曽根浄水場のように再生可能電力の発電設備を設置しているのはとても良いと思う。費用は掛かるかと思うが、他の浄・配水場にも広げて欲しい。	1	環境負荷の低減に寄与する再生可能エネルギーを利用した発電設備等につきましては、浄配水場の更新を行う際に、導入の可能性やその効果を検討して参ります。	なし
7	30ページ 第3章 現状評価と課題 ほか	○包括的民間委託はその範囲や委託料が課題である。プランでもふれている「人材育成、技術ノウハウ」など、災害時の技術職員の常勤配置に留意するべきではないか。	1	水道事業における官民連携では、災害時に行政は市民の皆さまの対応に注力し、応急復旧については民間の力を活用するような形態が、不測の事態を想定した効果的な手法として国からも示されております。 本市としても災害時の体制整備は大変重要であると考え、平時からの技術職員の確保及び人材育成や技術継承に努めているところでございます。	なし
8	112ページ 第6章 経営戦略	○「3年から5年ごとに適正な料金水準を検証する」とあるが、前回の料金改定から来年で4年が経過する。経常収支が黒字であれば、料金引き上げは必要ないと思う。	1	水道事業においては、収益的収支における利益を資本的収支で生じる不足額の補てん財源として充てているため、単に経常収支で利益が生じただけでは健全な事業経営とは言えない状況であります。 そのため改訂案においても、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、経営の効率化・健全化に取り組んでいくことを掲げています。	なし
▶事業運営に関する要望					
9	9ページ 第3章 現状評価と課題	○水道料金の引き上げは、家庭での消費だけでなく、多くの商品・サービスの値上げにつながるので、県水料金の引き上げに対し市として他の自治体とともに引き上げをしないよう、県に申し入れをして欲しい。	1	県水の料金改定に関しましては、県に対してその内容について丁寧な説明を求めるとともに、県民の皆様へ責任ある情報発信をするよう、再三に渡り、強く要望してきただけであります。 今後も、県に対しては、適時必要な要望を続けてまいります。	なし
10	—	○自然災害は私たちの努力で避けることができません、防災は市民の命を守る上で最も重要なことである。水は災害時には特に大切なものであることから、県や市は市民の給水などの利便性も考慮した政策を行い、避難所や病院への老朽管を入れ替えることは、あくまで国の負担で進めて欲しい。 ○浄配水場の更新など公共施設への莫大な経費などは、日本水道協会の要望を推進していく方向で、国や自治体の補助を進めるべきという立場をぜひ堅持して欲しい。ウォーターPPPの入れ・公募を開始しないと、管路改修の国費を打ち切るなど強権的なやり方では、本当に危機感を感じる。 ○震災対策強化として特別に重要視されている「災害拠点病院及び救急告示医療機関、本庁舎や消防本部等」の重要供給施設への配水管布設工事（耐震化）に係る事業費は、震災対策の一環であり市民の水道料をもって財源するのではなく市の一般財源と国費で負担することを求める。	3	本市としても市民の皆さまの安全・安心を守ることを第一に考え、重要給水施設への配水管の耐震化を積極的に進めているところでございます。 なお、水道施設の更新・耐震化等に対しては国による補助金等が用意されており、本市としてもそうした財政支援のさらなる拡充につきましては、本市を含めた全国の水道事業者で組織する公益社団法人日本水道協会を通じ、毎年度複数回、国に対して定期的に要望活動を行っているところでございます。	なし
11	—	○水道行政は、利潤を求める民間企業の精神とは相入れない。ヨーロッパでは、そのことがすでに実証されていることから、水道事業の民営化は進めないで欲しい。	1	水道事業の民営化は、住民サービスの向上や事業運営の効率化等を図るうえで効果が見込める場合に導入するものですが、本市においては、安全・安心な水道水を上下水道局が責任を持って市民の皆様にお届けすべきと考えておりますことから、現段階でその考えはありません。	なし

※ いただいたご意見は、全文ではなく要約のうえ掲載しておりますが、文言等につきましては原文のまま掲載しているものもあります。

提出された意見を踏まえた修正

11 ページ第 3 章 2 「(2) 安全な水質の維持」

修正前	(2) 安全な水質の維持 ■安全な水質の維持 県水の水源である利根川・荒川水系においては、埼玉県や東京都などの水道事業体との協力体制により、水質事故の即応体制が敷かれています。 また、水道水は水質基準に適合するものでなければならぬため、水道法により水道事業体等に検査の義務が課せられていますが、水質基準のほか、<u>水質管理上留意すべき項目等</u>について、毎年度水質検査計画を策定し、計画及び検査結果の公表に努めています。 また、本市では、県の浄水処理過程を経て水質基準を満たした安全な県水に、厳格な水質監視により取水した地下水を加え、安全・安心な水道水を提供しています。
-----	---



修正後	(2) 安全な水質の維持 ■安全な水質の維持 県水の水源である利根川・荒川水系においては、埼玉県や東京都などの水道事業体との協力体制により、水質事故の即応体制が敷かれています。 また、水道水は水質基準に適合するものでなければならぬため、水道法により水道事業体等に検査の義務が課せられていますが、水質基準のほか、<u>有機フッ素化合物 (PFAS) の一種である PFOS 及び PFOA を含む水質管理上留意すべき項目等</u>について、毎年度水質検査計画を策定し、計画及び検査結果の公表に努めています。 また、本市では、県の浄水処理過程を経て水質基準を満たした安全な県水に、厳格な水質監視により取水した地下水を加え、安全・安心な水道水を提供しています。
-----	--